

内閣府消費者委員会事務局任期付職員の募集について

内閣府消費者委員会事務局においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という)に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官(消費者委員会事務局参事官補佐)

2. 職務内容

内閣府消費者委員会は消費者問題について調査審議し、関係大臣等に建議を行うとともに、関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能も有する独立した第三者機関であり、事務局は、消費者委員会委員の調査審議を支えています。

今回募集する職員は、消費者委員会事務局において、消費者保護関連の法律問題に関し、消費者委員会委員の問題意識に応じ、これまでの実務経験で培った高度な知見及び能力に基づいて委員会の調査審議を支え、委員会の建議や提言等に結びつけていくための業務に従事します。

3. 募集人員

1 名

4. 応募要件

以下のいずれかの職歴を有すること。

- (1) 法曹資格を有し、3年以上の実務経験を有すること。
- (2) 消費者の利益の擁護及び増進に関する法令に関する知見を有し、法学に関する研究経験(学士以降の期間)と実務経験(地方公共団体、または民間企業等における正規の職員としての実務経験)の合計が10年以上あること。

5. 応募資格

以下に該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員とすることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を

経過しない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)。

6. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

7. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)等に基づき支給します。

8. 身分・服務

国家公務員法を適用

9. 雇用期間

令和 7 年 7 月 1 日(予定)から令和 9 年 6 月 30 日までの期間
(5 年を限度として延長もありえます)

※採用日についてはご相談の上、決定させていただきます。

10. 応募要領

(1) 提出書類

ア 履歴書(市販の用紙で可、写真添付)

(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や応募条件に合致する実績、特に、消費者の利益の擁護及び増進に関する知見を有する場合には、その事実を示す実績等を記入してください)

(※)「内閣府事務官(消費者委員会事務局)志望」と必ず明記すること。

イ 志望理由(A4 横書き 2,000 字以内)

ウ 職務経歴書(これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの(A4 横書き))

※研究経験がある者は上記に加え、研究業績(著書・論文等、A4 横書き)を添付することが望ましい。

※なお、応募書類は返却しません(責任廃棄)。

(2) 提出方法

郵送に限ります。

(3) 書類送付、提出先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館 8階
内閣府 消費者委員会事務局 総務班
電話 (03)3581-9326

(4) 提出締切り 令和7年6月4日(水) 必着

※応募状況により、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

(5) 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

11. 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分(昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末年始の休日は除く。必要に応じて超過勤務あり)

年次休暇 20 日(年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可)、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇。

(2) 勤務地

内閣府 消費者委員会事務局

(東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館 8階)

12. その他

(1) 応募の秘密については厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在、職に就いている方は、採用時までには当該所属先から原則退職していただく必要があります(休職は不可)。

(3) 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。